

平成28年度 第1回みよし市都市計画審議会 次第

日時：平成28年5月26日（木）

午前10時から11時30分まで

場所：市役所3階 301会議室

1 委嘱状交付

2 あいさつ

3 会長、副会長の選任について

4 審議事項

第1号 豊田都市計画用途地域の変更（三好青木地区及び三好中部地区）について

第2号 豊田都市計画地区計画の変更（三好青木地区）について

第3号 豊田都市計画地区計画の決定（三好中部地区）について

第4号 豊田都市計画防火地域・準防火地域の変更（三好青木地区）について

5 報告事項

(1) 豊田都市計画（みよし市）の概要について

(2) 今後のスケジュール（案）について

(3) その他



三好中部地区

三好青木地区

130m

豊田都市計画用途地域の変更（みよし市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考
第一種低層住居専用地域	約 57 ha	5/10以下	3/10以下	—	—	10m	
	約 158 ha	10/10以下	5/10以下	—	—	10m	
	約 70 ha	10/10以下	6/10以下	—	—	10m	
	小計 約 285 ha						
第二種低層住居専用地域	約 19 ha	10/10以下	6/10以下	—	—	10m	1.8%
第一種中高層住居専用地域	約 78 ha	15/10以下	6/10以下	—	—	—	
	25 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
小計	約 103 ha						9.8%
第二種中高層住居専用地域	約 31 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	2.9%
第一種住居地域	約 115 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	10.9%
第二種住居地域	約 50 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	4.7%
準住居地域	約 17 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	1.6%
近隣商業地	約 21 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	2.0%
商業地域	約 13 ha	40/10以下	8/10以下	—	—	—	1.2%
準工業地域	約 12 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	1.1%
工業地域	約 149 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	14.1%
工業専用地	約 242 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	22.9%
合計	約 1,057 ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

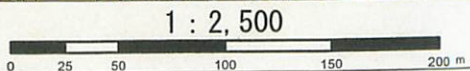
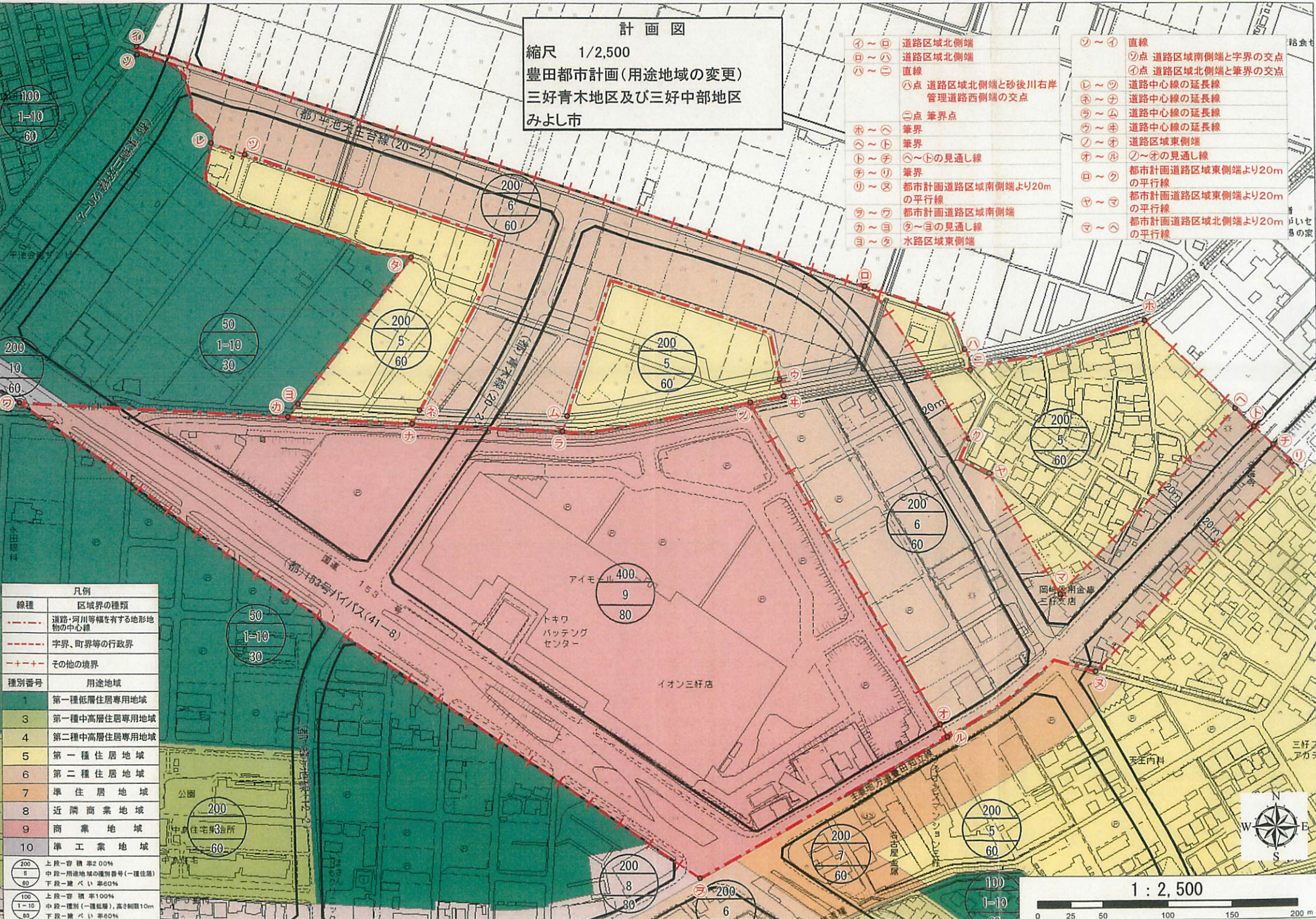
土地区画整理事業の進捗等による都市機能の集積、将来の土地利用の状況や都市基盤施設の整備状況を総合的に勘案し、適切な用途地域に変更するものである。

計画図

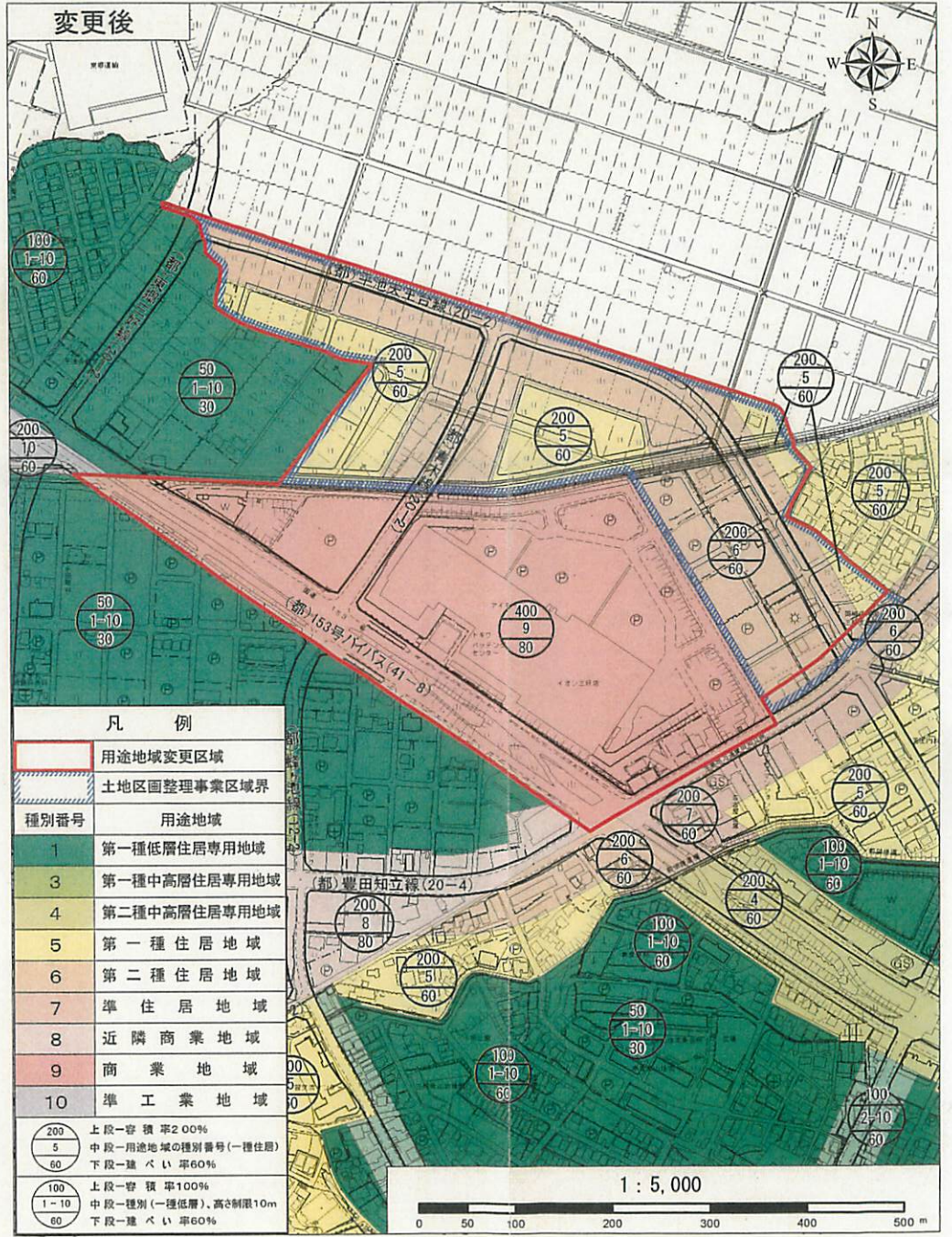
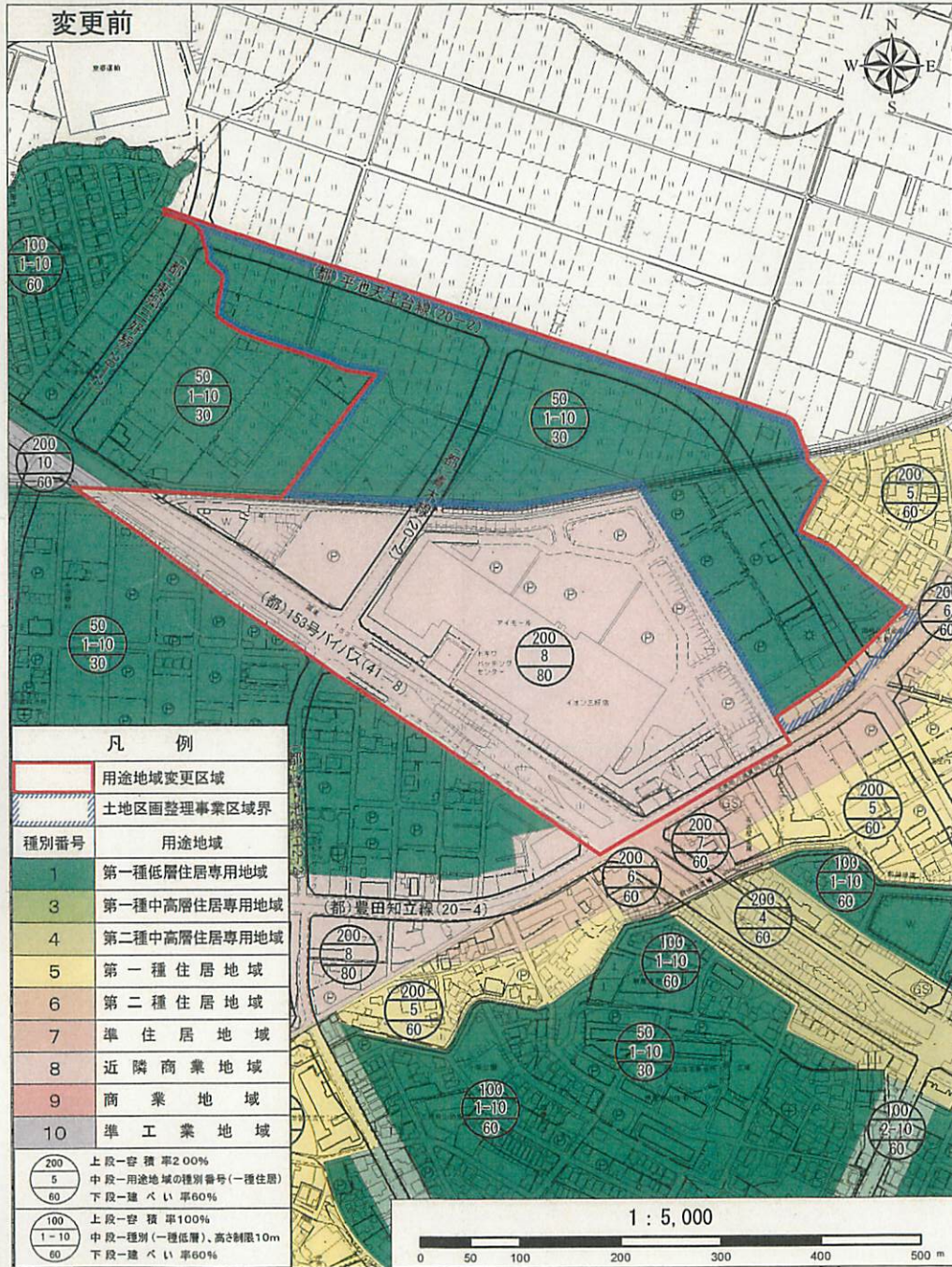
縮尺 1/2,500
 豊田都市計画(用途地域の変更)
 三好青木地区及び三好中部地区
 みよし市

- | | | | |
|-----|-----------------------------|-----|--------------------------|
| ①～② | 道路区域北側端 | ㉞～㉟ | 直線 |
| ③～④ | 道路区域北側端 | ㊦ | 道路区域南側端と字界の交点 |
| ⑤～⑥ | 直線 | ㊧ | 道路区域北側端と筆界の交点 |
| ⑦ | 道路区域北側端と砂後川右岸
管理道路西側端の交点 | ㊨～㊩ | 道路中心線の延長線 |
| ⑧ | 筆界点 | ㊪～㊫ | 道路中心線の延長線 |
| ⑨～⑩ | 筆界 | ㊬～㊭ | 道路区域東側端 |
| ⑪～⑫ | 筆界 | ㊮～㊯ | 道路中心線の延長線 |
| ⑬～⑭ | 見通し線 | ㊰～㊱ | 道路区域東側端 |
| ⑮～⑯ | 筆界 | ㊲～㊳ | 道路中心線の延長線 |
| ㉰～㉱ | 都市計画道路区域南側端より20m
の平行線 | ㊴～㊵ | 道路区域東側端 |
| ㉲～㉳ | 都市計画道路区域南側端 | ㊶～㊷ | 道路中心線の延長線 |
| ㉴～㉵ | 見通し線 | ㊸～㊹ | 道路区域東側端より20m
の平行線 |
| ㉶～㉷ | 水路区域東側端 | ㊺～㊻ | 都市計画道路区域北側端より20m
の平行線 |
| | | ㊼～㊽ | 都市計画道路区域東側端より20m
の平行線 |

凡例	
線種	区域界の種類
---	道路・河川等幅を有する地形地物の中心線
---	字界、町界等の行政区界
-+-	その他の境界
種別番号	用途地域
1	第一種低層住居専用地域
3	第一種中高層住居専用地域
4	第二種中高層住居専用地域
5	第一種住居地域
6	第二種住居地域
7	準住居地域
8	近隣商業地域
9	商業地域
10	準工業地域
200	上段-容積率200%
E	中段-用途地域の種別番号(一様住居)
60	下段-建ぺい率60%
100	上段-容積率100%
T-10	中段-種別(一様住居)、高さ制限10m
60	下段-建ぺい率60%



新旧用途地域対照図 三好青木地区及び三好中部地区



総括図

豊田都市計画区域 みよし市都市計画図

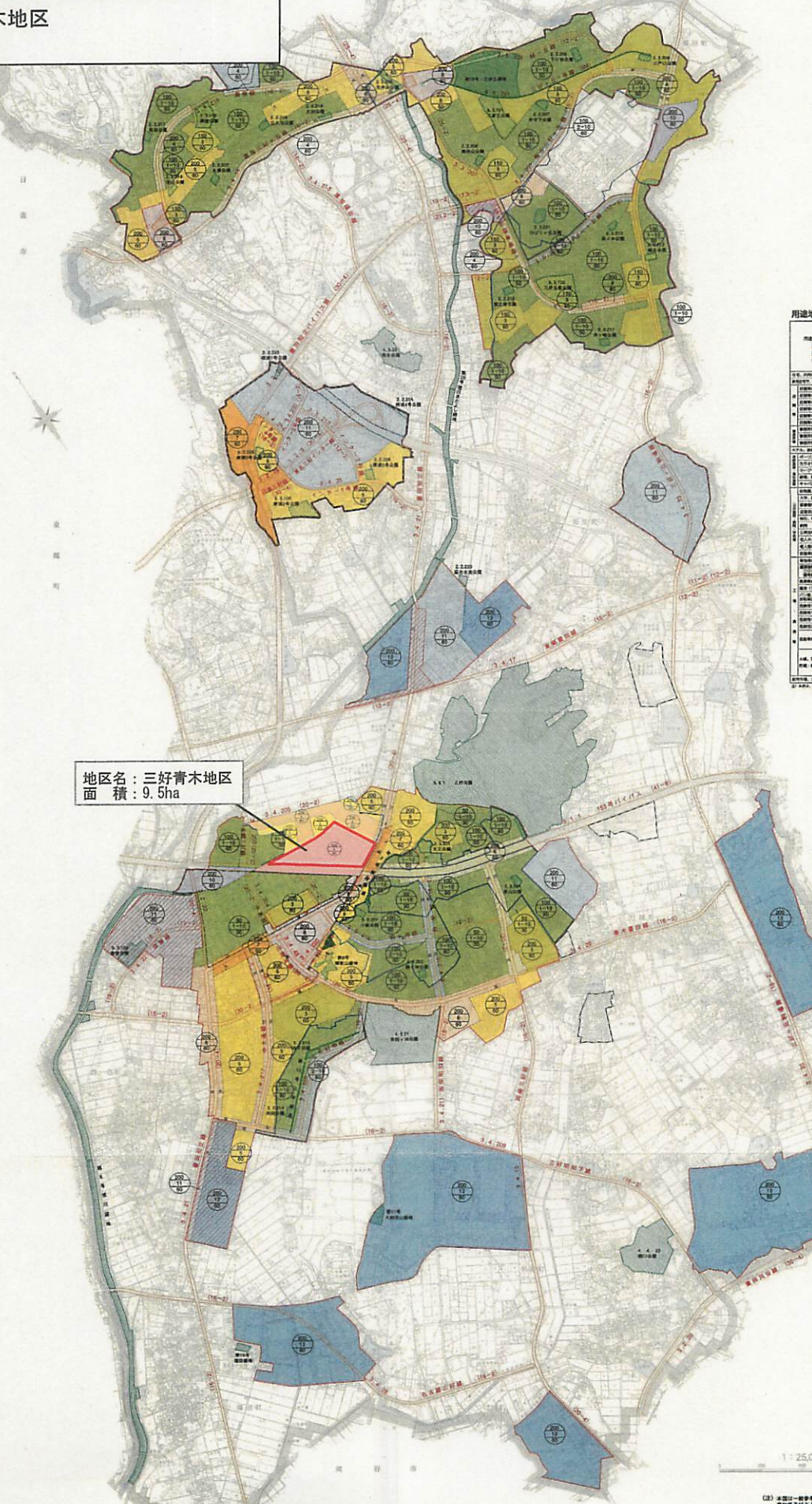
縮尺 1/25,000

豊田都市計画(地区計画の変更)

三好青木地区

みよし市

昭和31年	愛知県告示第919号	昭和45年11月24日
市制施行	愛知県告示第861号	平成12年10月31日
市制施行	愛知県告示第255号	平成16年4月2日
特別二重地区	みよし市告示第 41号	平成22年12月21日
都市計画道路	愛知県告示第712号	平成23年2月6日
都市計画道路	みよし市告示第 29号	平成23年12月24日
都市計画道路	愛知県告示第717号	平成23年12月24日
都市計画道路	みよし市告示第 42号	平成23年12月24日
都市計画道路	みよし市告示第 10号	平成27年3月17日
都市計画道路	みよし市告示第 40号	平成22年12月24日
都市計画道路	みよし市告示第 63号	平成27年1月23日



地区名：三好青木地区
面積：9.5ha

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	特別工業地区
第一種低層住居専用地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二種低層住居専用地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第一種中高層住居専用地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二種中高層住居専用地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第一種住居地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二種住居地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
準住居地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
近隣商業地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
商業地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
準工業地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工業地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工業専用地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特別工業地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

凡例

地区計画変更区域	
市町村界	
市制施行区域	
区界	
都市計画道路	
立体交通	
都市計画公園	
都市計画緑地	
準防火地域	
区域整理事業施工区域	
区域整理事業施工区域	
地長区界	

用途地域	色
1 第一種低層住居専用地域	緑
2 第二種低層住居専用地域	黄緑
3 第一種中高層住居専用地域	黄
4 第二種中高層住居専用地域	黄緑
5 第一種住居地域	黄
6 第二種住居地域	黄
7 準住居地域	黄
8 近隣商業地域	黄
9 商業地域	黄
10 準工業地域	黄
11 工業地域	黄
12 工業専用地域	黄
特別工業地区	黄

① 市界
② 区界
③ 市界
④ 市界
⑤ 市界
⑥ 市界
⑦ 市界
⑧ 市界
⑨ 市界
⑩ 市界
⑪ 市界
⑫ 市界

1:25,000

① 本図は一部変更であるため、詳細については
各街区の告示によるものを使用する旨を
示して示す。

豊田都市計画地区計画の変更（みよし市決定）

都市計画三好青木地区計画を次のように変更する。

名 称	三好青木地区計画（平成22年12月24日みよし市告示第56号）
位 置	みよし市三好町青木及び前田の各一部
面 積	約9.5ha
区域の整備・開発又は保全の方針	<p>地区計画の目 標</p> <p>当地区は、本市の中央部に位置し、広域的な幹線道路である国道153号線及び都市計画道路豊田知立線の交差点部に接するという良好な位置にあり、将来的にはみよしの拠点地区における商業機能を担い、市民意識の中における求心性の確立、21世紀を指向した都市的空間の建設をめざす地区である。</p> <p>このため、計画的な拠点づくりを行うことによって、都市基盤が整備された、シンボル性のある地区としていくために、地区のあるべき姿を地区計画によって規定していくとともに、その具体的な土地利用の実現については、計画的な開発と一体的に行うことによって、緑豊かでゆとり・潤いがあり賑わいのある市街地環境の形成を図る。</p>
	<p>土地利用の方 針</p> <p>《商業集積地区》</p> <p>みよし市における商業機能の中心として、民間開発主導型の物販、アミューズメント等の複合商業施設の誘導を図り、また、自然環境を活用する方策として隣接する砂後川の沿道を修景して、潤いのある空間とするほか、園地を配置して、緑地の確保につとめ、質感のある地区としていく。</p> <p>《沿道商業地区》</p> <p>（都）豊田知立線の沿道については、幹線道路の沿道としてのポテンシャルをいかした商業系土地利用を配置する。</p>
	<p>地区施設の整備方針</p> <p>当地区の地区施設については、複合商業施設の誘導を図る目的として、道路と施設利用者の憩い場とした公園、緑地を計画的に配置する。</p>
	<p>建築物等の整備の方針</p> <p>複合商業施設の誘導を図る目的として、建築物の用途の制限や建築物の形態又は意匠等の必要な基準を設け、地区住民に解放されたオープンスペースを確保するために周辺環境への影響を十分に考慮した規制と誘導を図る。</p>

地区 整 備 計 画	地区施設の 配置 及び規模	道路	道路番号	幅員	延長	備考
			1号	12m	270m	計画図表示のとおり
			2号	12m	255m	計画図表示のとおり
		公園	公園番号	面積		配置
			1号	2,670㎡		計画図表示のとおり
			2号	1,160㎡		計画図表示のとおり
		緑地	緑地番号	面積		配置
			1号	680㎡		計画図表示のとおり
			2号	360㎡		計画図表示のとおり
			3号	400㎡		計画図表示のとおり
			4号	330㎡		計画図表示のとおり
			5号	160㎡		計画図表示のとおり
			6号	230㎡		計画図表示のとおり
			7号	300㎡		計画図表示のとおり
	8号		470㎡		計画図表示のとおり	
	9号		670㎡		計画図表示のとおり	
	公共 空地	公共空地番号	面積		配置	
		1号	980㎡		計画図表示のとおり	
	建築物等 に関する 事項	地区の 区分	地区の名称	商業集積地区	沿道商業地区	
			地区の面積	約9.2ha	約0.3ha	
建築物等の 用途の制限		次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。				
		1. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの		1. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの		
		2. ホテル又は旅館		2. ホテル又は旅館		
		3. 畜舎（15㎡を超えるもの。）		3. 畜舎（15㎡を超えるもの。）		
4. 倉庫業を営む倉庫		4. 倉庫業を営む倉庫				
5. 共同住宅、寄宿舍又は下宿		5. 共同住宅、寄宿舍又は下宿				
6. 工場（ただし、作業所の床面積の合計が150㎡を超えない自動車修理工場及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第130条の6に規定するものを除く。）		6. キャバレー、料理店その他これらに類するもの				
7. 専用住宅		7. 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令第130条の9の3で定めるもの				
8. キャバレー、料理店その他これらに類するもの						
9. 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令第130条の9の3で定めるもの						
建築物等の容積率の最高限度	30/10		—			
建築物等の敷地面積の最低限度	5,000㎡		—			
建築物等の形態又は意匠の制限	敷地内の広告物又は看板（建築物に設置するものを含む）は自己の用に供するものに限定し、設置位置については、景観上の配慮を行うとともに、次の事項に該当するものは設置してはならない。 1. 周辺的美観・風致を損なうもの		—			

「区域、地区の区分は計画図表示のとおり」

理 由

当該地区における用途地域の変更とあわせて、土地の高度利用を図るとともに周辺環境への影響を考慮した規制と誘導を図るため、地区計画を変更する。

計画図

縮尺 1/2,500

豊田都市計画(地区計画の変更)

三好青木地区

みよし市



凡例

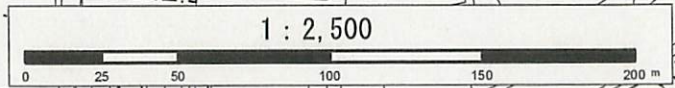
地区施設

	道路幅員12m
	公園
	緑地
	公共空地

凡例

	地区計画区域及び地区整備計画区域
	道路・河川等幅を有する地形地物の中心線
	字界、町界等の行政区界
	その他の境界

	道路区域東側端
	都市計画道路区域北側端
	都市計画道路区域北側端
	都市計画道路区域北側端
	河川界
	筆界
	商業集積地区側筆番
	前田 72-1
	沿道商業地区側筆番
	前田 54-1.58-1
	都市計画道路区域北側端より20mの平行線
	筆界
	商業集積地区側筆番
	前田 70-1
	沿道商業地区側筆番
	前田 49-1

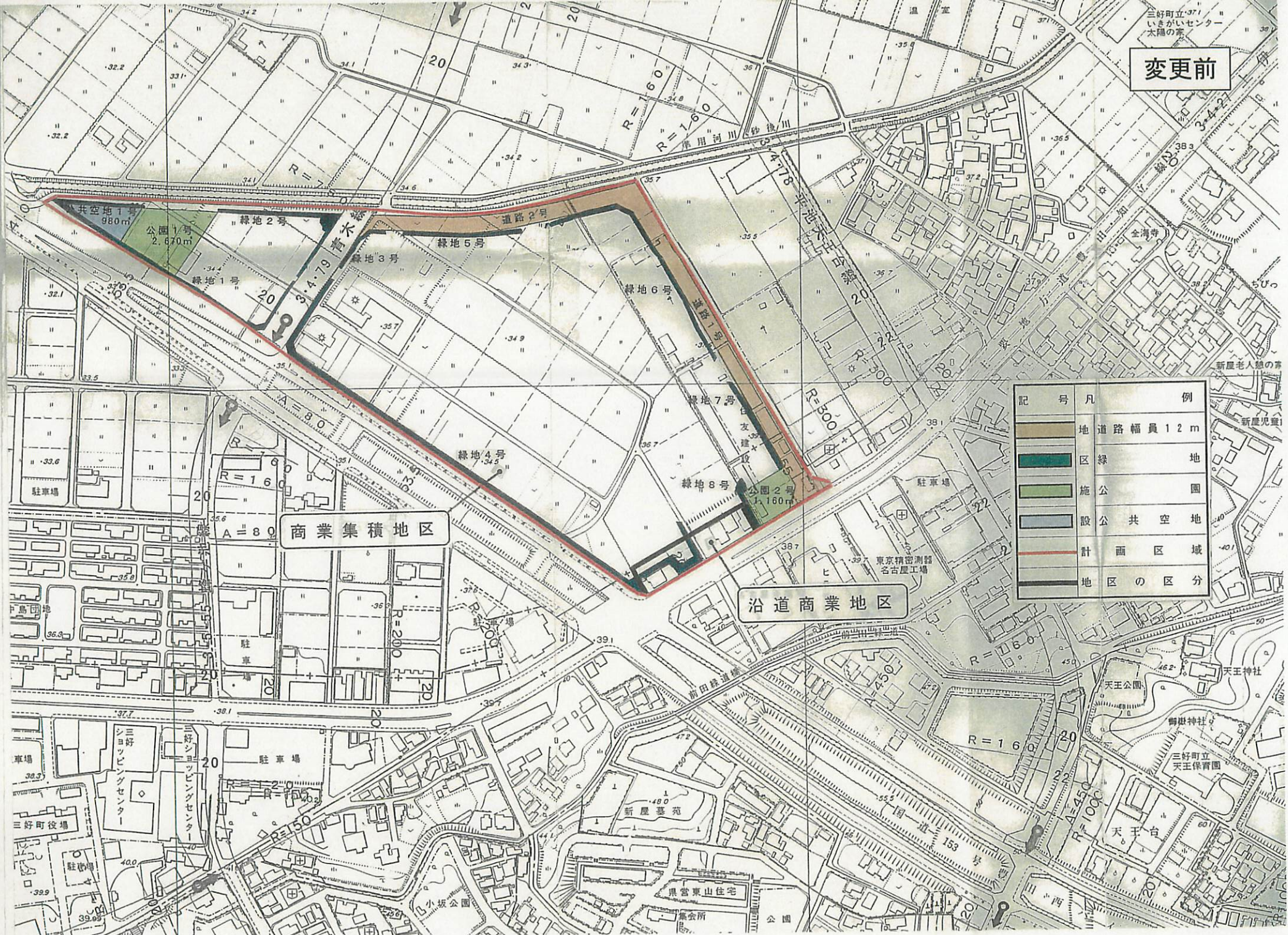


名 称	三好青木地区計画（平成22年12月24日みよし市告示第56号）
位 置	みよし市三好町青木及び前田の各一部
面 積	約9.5ha
区域の整備開発又は保全の方針	<p>地区計画の目標</p> <p>当地区は、本市の中央部に位置し、広域的な幹線道路である国道153号線及び都市計画道路豊田知立線の交差点部に接するという良好な位置にあり、将来的にはみよし市の拠点地区における商業機能を分担し、市民意識の中における求心性の確立、21世紀を指向した都市的空間の建設をめざす地区である。</p> <p>このため、計画的な拠点づくりを行うことによって、都市基盤が整備された、シンボル性のある地区としていくために、地区のあるべき姿を地区計画によって規定していくとともに、その具体的な土地利用の実現については、計画的な開発と一体的に行うことによって、緑豊かでゆとり・潤いがあり賑わいのある市街地環境の形成を図る。</p>
	<p>土地利用の方針</p> <p>《商業集積地区》 みよし市における商業機能の中心として、民間開発主導型の物販、アミューズメント等の複合商業施設の誘導を図り、また、自然環境を活用する方策として隣接する砂後川の沿道を修景して、潤いのある空間とするほか、園地を配置して、緑地の確保につとめ、質感のある地区としていく。</p> <p>《沿道商業地区》 （都）豊田知立線の沿道については、幹線道路の沿道としてのポテンシャルをいかした商業系土地利用を配置する。</p>
	<p>地区施設の整備方針</p> <p>当地区の地区施設については、複合商業施設の誘導を図る目的として、道路と施設利用者の憩いの場とした公園、緑地を計画的に配置する。</p>
	<p>建築物等の整備の方針</p> <p>複合商業施設の誘導を図る目的として、建築物の用途の制限や建築物の形態又は意匠等の必要な基準を設け、地区住民に解放されたオープンスペースを確保するために周辺環境への影響を十分に考慮した規制と誘導を図る。</p>

地 区 整 備 計 画	地区施設の 配置及び規模	道路	道路番号	幅員	延長	備考
			1号	12m	270m	計画図表示のとおり
			2号	12m	255m	
		公園	公園番号	面積	配置	
			1号	2,670㎡	計画図表示のとおり	
			2号	1,160㎡		
		緑地	緑地番号	面積	配置	
			1号	680㎡	計画図表示のとおり	
			2号	360㎡		
			3号	9.0㎡		
	4号		1,750㎡			
	5号		270㎡			
	6号		420㎡			
	7号		300㎡			
	8号	140㎡				
	公共 空地	公共空地番号	面積	配置		
		1号	980㎡	計画図表示のとおり		
	地区の 区分	地区の名称	商業集積地区	沿道商業地区		
地区の面積		約9.2ha	約0.3ha			
建築物等に 関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。				
		1. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2. ホテル又は旅館 3. 畜舎（15㎡を超えるもの。） 4. 倉庫業を営む倉庫 5. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 6. 工場（ただし、作業所の床面積の合計が150㎡を超えない自動車修理工場及び建築基準法施行令第130条の6に規定するものを除く。） 7. 専用住宅	1. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2. ホテル又は旅館 3. 畜舎（15㎡を超えるもの） 4. 倉庫業を営む倉庫 5. 共同住宅、寄宿舎又は下宿			
	建築物の敷地面積の最低限度	5,000㎡	—			
	建築物等の形態又は意匠の制限	敷地内の広告物又は看板（建築物に設置するものを含む）は自己の用に供するものに限定し、設置位置については、景観上の配慮を行うとともに、次の事項に該当するものは設置してはならない。 1. 周辺的美観・風致を損なうもの				

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

変更前



記号	凡例
	道路幅員12m
	区緑
	施公園
	設公共空地
	計画区域
	地区の区分

商業集積地区

沿道商業地区

三好町立 いきがいセンター 太陽の家

全満寺

新屋老人憩の家

新屋児童

東京精密測器 名古屋工場

天王公園

御巖神社

三好町立 天王保育園

天王台

県営東山住宅

小坂公園

三好町役場

三好町立 いきがいセンター

豊田都市計画地区計画の決定（みよし市決定）

都市計画三好中部地区計画を次のように決定する。

名 称	三好中部地区計画	
位 置	みよし市三好町 前田、前部垣内、大原、北中島、平池、蟬田の各一部	
面 積	約12.0ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、みよし市の中央部に位置し、国道153号バイパス線、県道豊田知立線に近接し、東名三好ICまで約2.5kmと交通アクセスに優れた地区である。</p> <p>都市中心拠点に位置し、大規模商業地に隣接する本地区では、利便性の高い一般住宅地として良好な住環境の整備を目的に、土地区画整理事業が行われている。</p> <p>本地区では、土地区画整理事業による都市基盤整備にあわせ、地区計画を定めることにより、計画的な土地利用と良好な市街地環境の形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>本地区を以下のように区分し、各地区の土地利用の方針を定める。</p> <p>1 A地区 周辺環境との調和に配慮しつつ、良好な住環境の形成を図る。</p> <p>2 B地区 周辺環境との調和に配慮しつつ、都市計画道路沿道の立地特性を活かし、利便性の高い住環境の形成を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>各地区の土地利用の方針に従い、良好な住環境及び景観の形成を図る建築物の整備の方針を定める。</p> <p>1 A地区 周辺環境との調和に配慮しつつ、良好な住環境が形成されるよう建築物等の用途の制限を行う。</p> <p>2 B地区 周辺環境との調和に配慮しつつ、都市計画道路沿道の立地特性を活かし、利便性の高い住環境が形成されるよう建築物等の用途の制限を行う。</p>

	地区の	地区の名称	A地区	B地区
	区分	地区の面積	約3.7ha	約8.3ha
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ホテル又は旅館 2. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第130条の6の2で定める運動施設 3. 公衆浴場 4. 畜舎(床面積の合計が15㎡を超えるものに限る。) 5. 自動車教習所 6. 工場(政令第130条の6で定めるものを除く。) 	<p>建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ホテル又は旅館 2. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令第130条の6の2で定める運動施設 3. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4. カラオケボックスその他これに類するもの 5. 公衆浴場 6. 畜舎(床面積の合計が15㎡を超えるものに限る。) 7. 自動車教習所 8. 工場(政令第130条の6で定めるものを除く。)

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

理 由

土地区画整理事業に伴う用途地域の変更にあわせ、適正かつ合理的な土地利用を実現するとともに、地区周辺の良好な都市環境の維持を図るため地区計画を決定する。

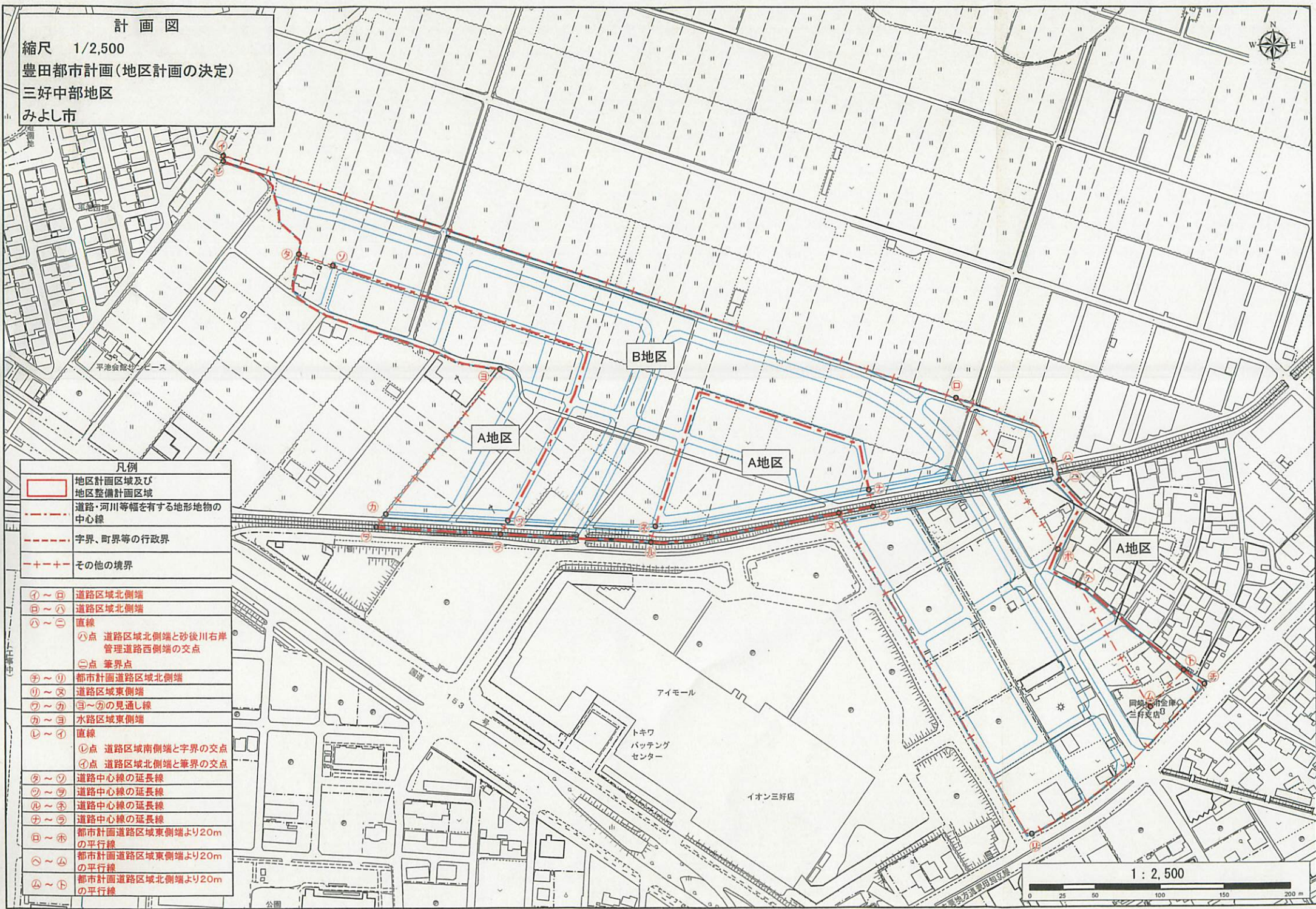
計画図

縮尺 1/2,500

豊田都市計画(地区計画の決定)

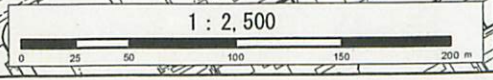
三好中部地区

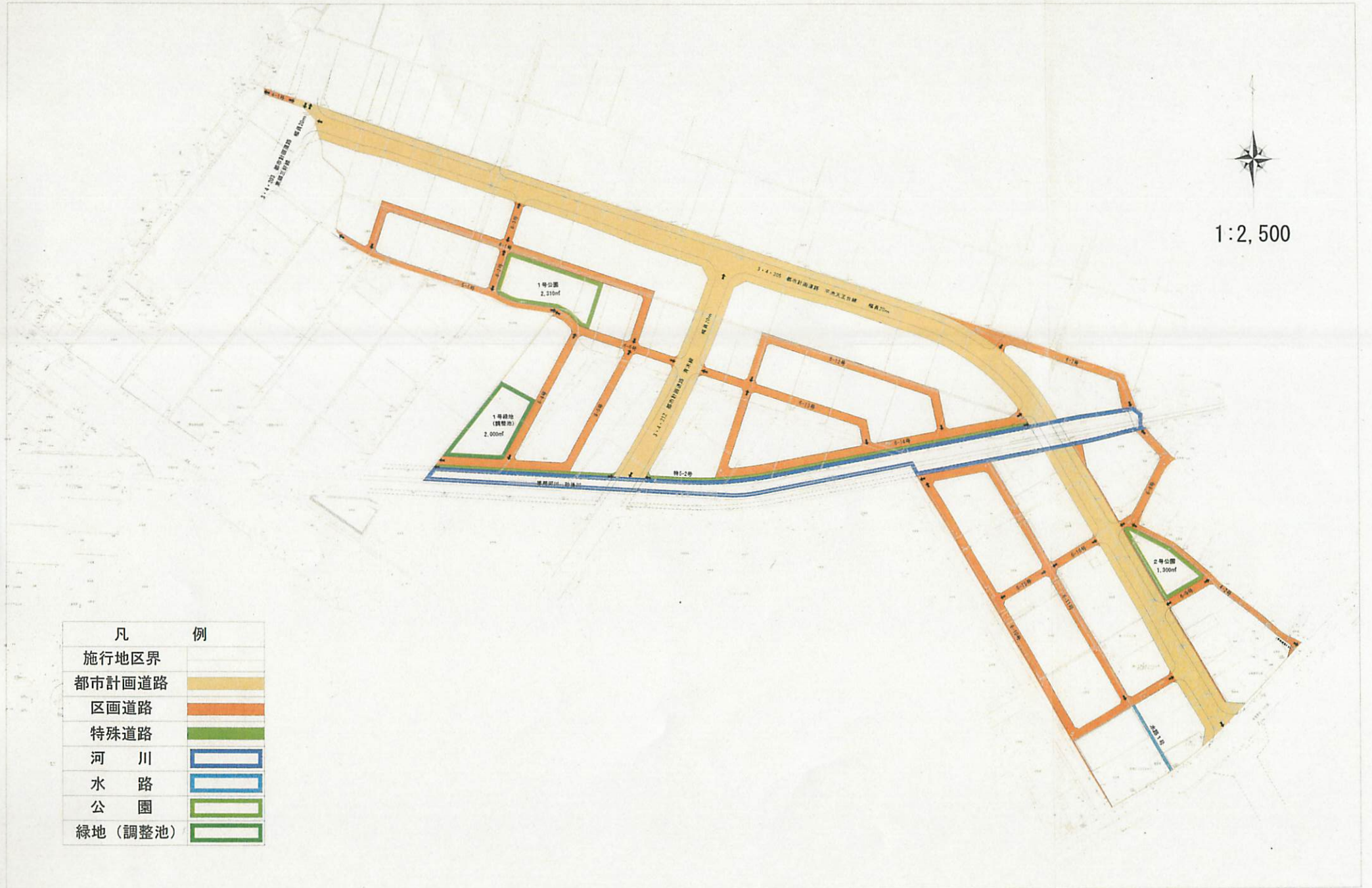
みよし市



凡例

	地区計画区域及び地区整備計画区域
	道路・河川等幅を有する地形地物の中心線
	字界、町界等の行政界
	その他の境界
	道路区域北側端
	道路区域北側端
	直線 ①点 道路区域北側端と砂後川右岸管理道路西側端の交点 ②点 筆界点
	都市計画道路区域北側端
	道路区域東側端
	③～④の見通し線
	水路区域東側端
	直線 ⑤点 道路区域南側端と字界の交点 ⑥点 道路区域北側端と筆界の交点
	道路中心線の延長線
	道路中心線の延長線
	道路中心線の延長線
	道路中心線の延長線
	都市計画道路区域東側端より20mの平行線
	都市計画道路区域東側端より20mの平行線
	都市計画道路区域北側端より20mの平行線
	都市計画道路区域北側端より20mの平行線





1:2,500

凡	例
施行地区界	
都市計画道路	
区画道路	
特殊道路	
河川	
水路	
公園	
緑地 (調整池)	

豊田都市計画区域 みよし市都市計画図

縮尺 1/25,000
 豊田都市計画(防火地域及び準防火地域の変更)
 三好青木地区
 みよし市

総括図

消防団	消防団第1分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第2分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第3分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第4分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第5分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第6分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第7分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第8分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第9分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第10分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第11分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第12分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第13分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第14分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第15分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第16分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第17分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第18分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第19分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第20分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第21分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第22分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第23分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第24分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第25分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第26分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第27分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第28分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第29分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第30分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第31分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第32分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第33分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第34分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第35分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第36分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第37分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第38分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第39分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第40分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第41分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第42分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第43分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第44分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第45分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第46分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第47分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第48分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第49分団	昭和45年11月24日
消防団	消防団第50分団	昭和45年11月24日



三好青木地区

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第三種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	工業地域	工業専用地域	特別工業地域
防火地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
準防火地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
防火地域及び準防火地域の変更に係る区域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

凡例

	防火地域
	準防火地域
	防火地域及び準防火地域の変更に係る区域

凡例

	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第三種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	工業地域
	工業専用地域
	特別工業地域
	第一種公園緑地
	第二種公園緑地
	第三種公園緑地
	第四種公園緑地
	第五種公園緑地
	第六種公園緑地
	第七種公園緑地
	第八種公園緑地
	第九種公園緑地
	第十種公園緑地
	第十一種公園緑地
	第十二種公園緑地
	第十三種公園緑地
	第十四種公園緑地
	第十五種公園緑地
	第十六種公園緑地
	第十七種公園緑地
	第十八種公園緑地
	第十九種公園緑地
	第二十種公園緑地

(注) 本図は一般申請図であるため、詳細については豊田都市計画(防火地域及び準防火地域の変更)の施行規則を参照してください。

豊田都市計画防火地域及び準防火地域の変更（みよし市決定）

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
防 火 地 域	約 13 ha	
準 防 火 地 域	約 29 ha	

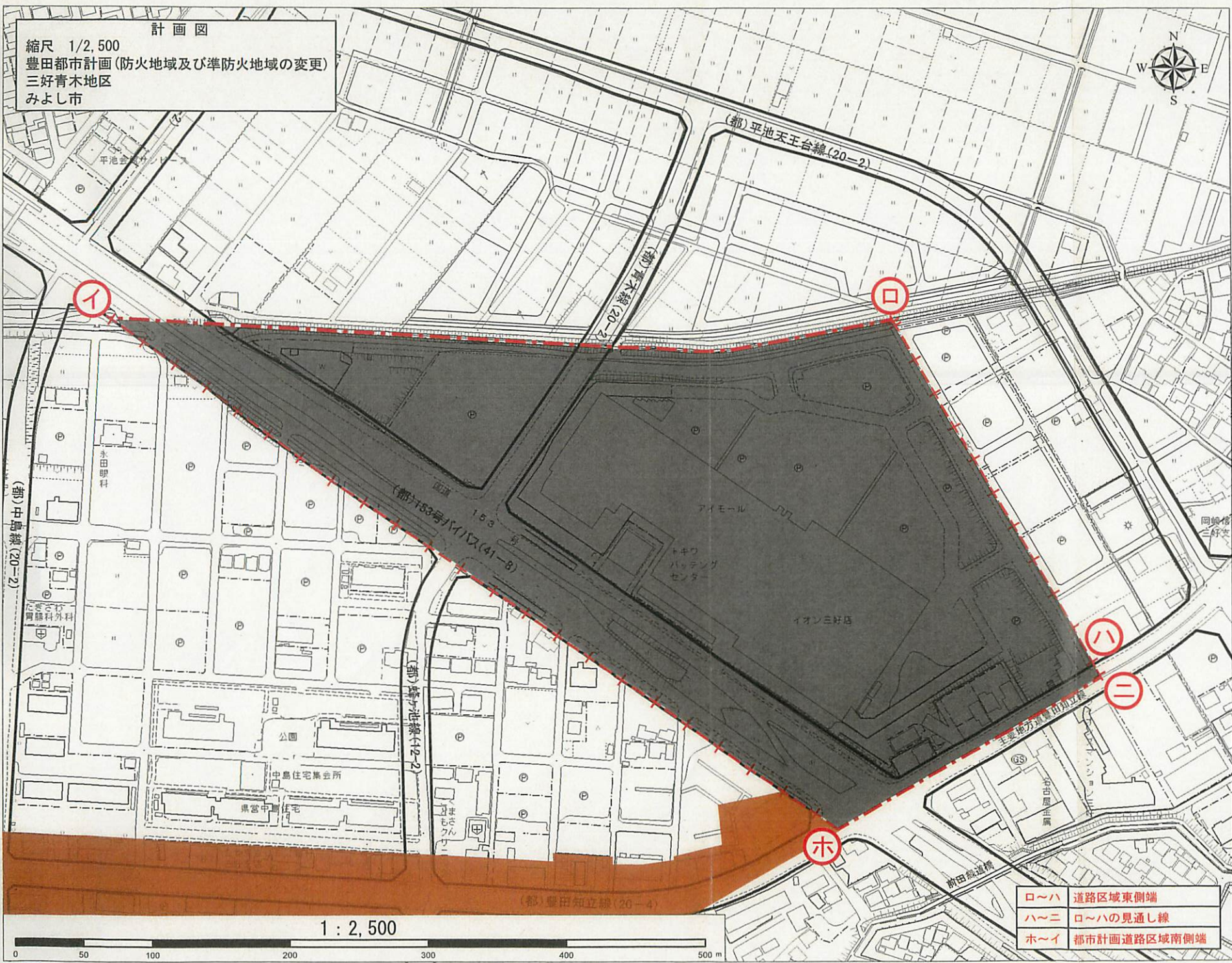
「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

建築物の不燃化を促進することにより都市防災の促進を図り安全な市街地の形成を進めるため、用途地域を商業地域に変更する地区に対し、防火地域を指定するものである。

計画図

縮尺 1/2,500
 豊田都市計画(防火地域及び準防火地域の変更)
 三好青木地区
 みよし市

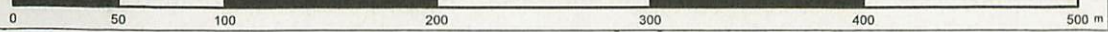


凡例	
	防火地域
	準防火地域

凡例	
線種	区域界の種類
	道路、河川等幅を有する地形地物の中心線を境界とする場合
	字界、町界等の行政界を境界とする場合
	その他の場合

ロ～ハ	道路区域東側端
ハ～ニ	ロ～ハの見通し線
ホ～イ	都市計画道路区域南側端

1 : 2,500



豊田都市計画用途地域の変更 (みよし市決定)

事 項	時 期	備 考
説 明 会	平成27年11月25日 平成27年12月8日	区画整理 地権者
事 前 協 議	平成28年 3月 2日	
事 前 協 議 回 答	平成28年 4月 8日	
案 の 縦 覧	平成28年 4月18日から 平成28年 5月 2日まで	縦覧場所 市役所 都市計画課 縦覧者数 0名 意見書提出 (有・無)
市町村都市計画審議会	平成28年 5月26日	
知 事 へ の 協 議	平成28年 5月 下旬	(予定)
知 事 回 答	平成28年 6月 下旬	(予定)
決 定 告 示	平成28年 6月 下旬	(予定)

(2) 都市計画の策定の経緯及び住民の意見反映を行った状況説明書（三好青木地区）

項 目		時 期	備 考
説明会	地元説明会等	平成27年12月8日	
県事前協議申請		平成28年 3月 1日	
" 回答		平成28年 3月25日	
16条 縦覧	広報登載 公 告 縦覧期間 意見書提出期限	平成28年 4月 1日号 平成28年 3月31日 平成28年 4月 1日から 平成28年 4月15日まで 平成28年 4月15日	縦覧場所 市役所 都市計画課 縦覧者数 6名 意見書提出 無
17条 縦覧	広報登載 公 告 縦覧期間 意見書提出期限	平成28年 4月15日号 平成28年 4月18日 平成28年 4月18日から 平成28年 5月 2日まで 平成28年 5月 2日	縦覧場所 市役所 都市計画課 縦覧者数 1名 意見書提出 無
市都市計画審議会		平成28年 5月26日	
知事協議 知事回答		平成27年 5月 下旬 平成27年 6月 中旬	(予定)
市告示		平成27年 6月 下旬	(予定)
建築 条例	議会上程予定 施行予定	平成28年 6月 議会 平成28年 6月 下旬	(予定)

(2) 都市計画の策定の経緯及び住民の意見反映を行った状況説明書（三好中部地区）

項 目		時 期	備 考
説明会	地元説明会等	平成28年 1月27日	
県事前協議申請 " 回答		平成28年 3月 1日 平成28年 3月25日	
16条 縦覧	広報登載 公 告 縦覧期間 意見書提出期限	平成28年 4月 1日号 平成28年 3月31日 平成28年 4月 1日から 平成28年 4月15日まで 平成28年 4月15日	縦覧場所 市役所 都市計画課 縦覧者数 7名 意見書提出 無
17条 縦覧	広報登載 公 告 縦覧期間 意見書提出期限	平成28年 4月15日号 平成28年 4月18日 平成28年 4月18日から 平成28年 5月 2日まで 平成28年 5月 2日	縦覧場所 市役所 都市計画課 縦覧者数 1名 意見書提出 無
市都市計画審議会		平成28年 5月26日	
知事協議 知事回答		平成27年 5月 下旬 平成27年 6月 中旬	(予定)
市告示		平成27年 6月 下旬	(予定)
建築 条例	議会上程予定 施行予定	平成28年 6月 議会 平成28年 6月 下旬	(予定)

豊田都市計画防火地域及び準防火地域の変更 (みよし市決定)

事 項	時 期	備 考
説 明 会	平成27年12月 8日	
事 前 協 議	平成28年 3月 2日	
事 前 協 議 回 答	平成28年 4月 8日	
案 の 縦 覧	平成28年 4月18日から 平成28年 5月 2日まで	縦覧場所 市役所 都市計画課 縦覧者数 0名 意見書提出 (有・ <input checked="" type="checkbox"/>)
市町村都市計画審議会	平成28年 5月26日	
知 事 へ の 協 議	平成28年 5月 下旬	(予定)
知 事 回 答	平成28年 6月 下旬	(予定)
決 定 告 示	平成28年 6月 下旬	(予定)

豊田都市計画用途地域の変更（みよし市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の 後退距離 の限度	建築物の 敷地面積 の最低限度	建築物 の高さ の限度	その他 及び 備考
第一種低層 住居専用地域	約 56.70 ha (68.30)	5/10以下	3/10以下	-	-	10m	
	約 158.00 ha	10/10以下	5/10以下	-	-	10m	
	約 69.70 ha	10/10以下	6/10以下	-	-	10m	
小計	約 284.40 ha (296.00)						27.0 % (28.0)
第二種低層 住居専用地域	約 19.00 ha	10/10以下	6/10以下	-	-	10m	1.8 %
第一種中高層 住居専用地域	約 78.00 ha	15/10以下	6/10以下	-	-	-	
	約 25.00 ha	20/10以下	6/10以下	-	-	-	
小計	約 103.00 ha						9.8 %
第二種中高層 住居専用地域	約 31.00 ha	20/10以下	6/10以下	-	-	-	2.9 %
第一種 住居地域	約 115.30 ha (111.60)	20/10以下	6/10以下	-	-	-	10.9 % (10.6)
	約 49.90 ha (42.00)	20/10以下	6/10以下	-	-	-	4.7 % (4.0)
第二種 住居地域	約 17.10 ha	20/10以下	6/10以下	-	-	-	1.6 %
準住居地域	約 17.10 ha	20/10以下	6/10以下	-	-	-	1.6 %
近隣商業 地域	約 20.90 ha (34.00)	20/10以下	8/10以下	-	-	-	2.0 % (3.2)
	約 13.10 ha (0.00)	40/10以下	8/10以下	-	-	-	1.2 % (0.0)
商業地域	約 12.00 ha	20/10以下	6/10以下	-	-	-	1.1 %
準工業地域	約 12.00 ha	20/10以下	6/10以下	-	-	-	1.1 %
工業地域	約 149.40 ha	20/10以下	6/10以下	-	-	-	14.1 %
工業専用 地域	約 241.70 ha	20/10以下	6/10以下	-	-	-	22.9 %
合計	約 1,056.80 ha (1,056.80)						100.0 % (100.0)

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」
「面積欄の()書きは変更前」



用途地域による建築物の用途制限の概要



各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおりの制限が行われます。

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	建てられない用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの	①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	○	④	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ 2階以下 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、銀行の支店・損保代理店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ 2階以下 ③ 2階以下 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの		②	③	○	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの			③	○	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの				○	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	④	
店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの								○	○	○				
事務所等	事務所等の床面積が1,500㎡以下のもの			▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの				○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの					○	○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3000㎡以下	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バレーボール練習場等				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	カラオケボックス等					▲	○	○	○	○	○	▲	▲	▲ 10,000㎡以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券、車券発売所等					▲	○	○	○	○	○	▲	▲	▲ 10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場							▲	○	○	○	○	○	▲ 客席200㎡未満
	キャバレー、料理店等、個室付浴場等										▲	○	○	▲ 個室付浴場を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便の業務の用に供する施設等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下
	自動車教習所				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫(附属車庫を除く)			▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下
	倉庫業倉庫							○	○	○	○	○	○	
	畜舎(15㎡を超えるもの)					▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、量屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり ▲ 2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					①	①	①	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場								②	②	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場										○	○	○	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場											○	○	
	自動車修理工場					①	①	②	③	③	○	○	○	作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下 原動機の制限あり
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量	量が非常に少ない施設				①	②	○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下
	量が少ない施設									○	○	○	○	
	量がやや多い施設										○	○	○	
	量が多い施設											○	○	

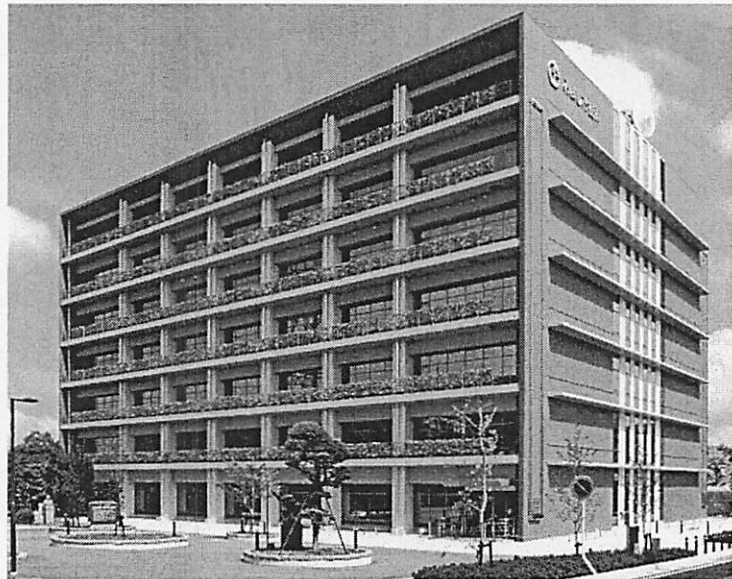
注) 本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

変更前 変更後

○三好中部地区  

○三好青木地区  

豊田都市計画(みよし市)の概要



都市建設部 都市計画課

平成 28 年 3 月 31 日現在

目 次

I	みよし市の概要	
1	面積、人口、世帯数、人口密度の推移	1
II	都市計画区域	
1	都市計画区域	2
III	区域区分	
1	市街化区域及び市街化調整区域	3
IV	地域地区	
1	用途地域	4
2	特別用途地区	7
3	準防火地域	8
4	生産緑地地区	8
V	地区計画	
1	地区計画	9
VI	都市施設	
1	交通施設（道路）	10
	（1）都市計画道路規模別表	
	（2）駅前交通広場の整備状況	
	（3）都市計画道路の整備状況	
2	公共空地（公園・緑地）	13
	（1）都市公園の整備状況	
	（2）都市緑地の整備状況	
	（3）人口1人当たりの公園等の面積	
3	処理施設（下水道）	16
	（1）下水道の整備状況	
	（2）下水道都市計画決定	
VII	市街地開発事業	
1	土地区画整理事業	18
	（1）事業施行済地区	
	（2）事業施行中地区	
	（3）事業計画地区	
VIII	促進区域	
1	土地区画整理促進区域	19

※ ここに掲載したデータは、特に断りのない限り平成28年3月31日現在のものです。

I みよし市の概要

1 面積、人口、世帯数、人口密度の推移

各年4月1日現在

年度	面積 (km ²)	人口※ (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km ²)	備考
明治 39 年度	32.20				三好村・苅生村・明越村合併
大正 9 年度	32.20				国勢調査の人口 6,175人
昭和 30 年度	32.20	8,978	1,657	279	国勢調査の人口 9,006人
昭和 33 年度	32.20	9,043	1,697	281	町制施行：昭和33年4月1日
昭和 35 年度	32.20	9,201	1,758	286	工場誘致奨励条例施行 国勢調査の人口 9,161人
昭和 40 年度	32.20	12,454	2,476	387	名古屋刑務所移転（40年1月） 国勢調査の人口 14,438人
昭和 45 年度	32.20	17,561	3,782	545	国勢調査の人口 19,734人
昭和 50 年度	32.20	23,381	6,154	726	国勢調査の人口 25,303人
昭和 55 年度	32.20	26,431	7,382	821	国勢調査の人口 28,552人
昭和 60 年度	32.20	28,083	8,023	872	国勢調査の人口 30,039人
平成 元年度	32.11	29,935	8,844	932	S63.10.1国土地理院の測量結果、 面積変更（豊田市との境界）
平成 2 年度	32.11	30,334	9,091	945	国勢調査の人口32,241人
平成 7 年度	32.11	37,567	12,055	1,170	国勢調査の人口39,920人
平成 12 年度	32.11	45,267	15,277	1,410	国勢調査の人口47,684人
平成 17 年度	32.11	53,340	18,798	1,661	国勢調査の人口 56,252 人
平成 18 年度	32.11	54,218	19,370	1,689	
平成 19 年度	32.11	55,637	20,335	1,733	
平成 20 年度	32.11	57,004	21,163	1,775	
平成 21 年度	32.11	57,561	21,358	1,793	市制移行：平成 22 年 1 月 4 日
平成 22 年度	32.11	57,864	21,412	1,802	国勢調査の人口 60,098 人
平成 23 年度	32.11	58,216	21,592	1,813	
平成 24 年度	32.11	58,762	21,833	1,830	
平成 25 年度	32.11	59,141	22,074	1,842	
平成 26 年度	32.11	59,474	22,299	1,852	
平成 27 年度	32.19	59,885	22,700	1,860	国勢調査の人口 61,795 人
平成 28 年度	32.19	60,365	23,118	1,875	

※人口は住民記録の値

II 都市計画区域

1 都市計画区域

みよし市の都市計画区域は、昭和 39 年 6 月に町全域で当初決定され、その後、市町村の行政区域にとらわれずに広域的観点から都市計画を進めるため、昭和 44 年 12 月に豊田市と三好町を併せて豊田都市計画区域として定められ、現在に至っています。

決定の年月日	都市計画区域名	市町村	面積(ha)
昭和 39 年 6 月 10 日	三好町都市計画区域	三好町(行政区域の全域)	約 3,220
昭和 44 年 12 月 24 日	豊田都市計画区域	豊田市(行政区域の全部)	約 28,969
		三好町(行政区域の全域)	約 3,220
		計	約 32,189
平成 12 年 10 月 31 日	豊田都市計画区域	豊田市(行政区域の全部)	約 29,011
		三好町(行政区域の全域)	約 3,211
		計	約 32,222
平成 22 年 12 月 24 日	豊田都市計画区域	豊田市(行政区域の一部)	約 35,569
		みよし市(行政区域の全域)	約 3,211
		計	約 38,780

※ 豊田市の豊田都市計画区域は、平成 22 年 12 月 24 日の決定告示により旧藤岡町の藤岡都市計画区域を含め豊田都市計画区域として再編されました。

※ 豊田市の豊田都市計画区域は、平成 17 年 4 月 1 日に行われた市町村合併によって、行政区域の一部となっています。

※ 都市計画区域とは、実質的に一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域をもって都市計画区域として県が指定します。

(参考)

区分	決定変更の年月日	面積	備考
都市計画法の適用	昭和 39 年 6 月 10 日	3,220ha	行政区域の全域
都市計画区域の指定	昭和 44 年 12 月 24 日	3,220ha	豊田都市計画区域に編入
市街化区域の決定(当初)	昭和 45 年 11 月 24 日	410ha	
〃 の変更(最終変更)	平成 12 年 10 月 31 日	1,057ha	
用途地域の指定(当初)	昭和 46 年 2 月 15 日	410ha	
〃 の変更(最終変更)	平成 27 年 12 月 8 日	1,057ha	

III 区域区分

1 市街化区域及び市街化調整区域*

みよし市では、昭和 45 年に市街化区域と市街化調整区域の区分が決定され、その後人口の増加、産業の発展、大規模開発などに対応するため、8 回の変更が行われ、現在にいたっています。

告示番号・年月日	種別	都市計画区域	市街化区域	主な地域
愛知県告示第 919 号 昭和 45 年 11 月 24 日	決定	約 3,220ha (100%)	約 410ha (13%)	水洗・新屋・東山畑・天王・ 油田・東山・弥栄・三好第 1・ 三好第 2・陣取山・蜂ヶ池・ 西中島・小坂・三好上・湯之 前・三好西・並木・半野木・ 西山・下山・高岡
愛知県告示第 194 号 昭和 54 年 3 月 2 日	変更	約 3,220ha (100%)	約 664ha (21%)	三好丘第 1・三好丘第 3・東 山(高校西)・福田
愛知県告示第 649 号 昭和 57 年 6 月 21 日	変更	約 3,220ha (100%)	約 752ha (23%)	三好丘第 2
愛知県告示第 390 号 昭和 59 年 4 月 4 日	変更	約 3,220ha (100%)	約 845ha (26%)	木之本中島・向田・上ヶ池・ 山ノ神・八和田山
愛知県告示第 150 号 平成 3 年 2 月 27 日	変更	約 3,211ha (100%)	約 901ha (28%)	阿弥陀堂・辰己山・森曾
愛知県告示第 362 号 平成 4 年 3 月 30 日	変更	約 3,211ha (100%)	約 982ha (30%)	根浦(特定保留解除)
愛知県告示第 860 号 平成 8 年 11 月 1 日	変更	約 3,211ha (100%)	約 996ha (31%)	ひばりヶ丘(特定保留解除)
愛知県告示第 383 号 平成 9 年 4 月 18 日	変更	約 3,211ha (100%)	約 1,044ha (32%)	青木・中島
愛知県告示第 861 号 平成 12 年 10 月 31 日	変更	約 3,211ha (100%)	約 1,057ha (32%)	黒笹工業・行政区域界の変更 上ヶ池(JAグリーンステーション)

※ 市街化区域とは、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。

市街化調整区域とは、市街化を抑制するべき区域です。

IV 地域地区

1 用途地域*

みよし市には、現在、商業地域以外の11種類の用途地域が指定されています。

種類	面積 (ha)	建築物の 延べ面積 の敷地面 積に対す る割合	建築物の建 築面積の敷 地面積に対 する割合	外壁の 後退距 離の限 度(m)	建築物の 敷地面積 の最低限 度 (㎡)	建築物 の高さ の限度 (m)	用途の 率(%)
第一種低層 住居専用地域	296						28.0
	68	5/10 以下	3/10 以下	—	—	10	(23.0)
	158	10/10 以下	5/10 以下	—	—	10	(53.4)
	70	10/10 以下	6/10 以下	—	—	10	(23.6)
第二種低層 住居専用地域	19	10/10 以下	6/10 以下	—	—	10	1.8
第一種中高層 住居専用地域	103						9.8
	78	15/10 以下	6/10 以下	—	—	—	(75.7)
	25	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	(24.3)
第二種中高層 住居専用地域	31	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	2.9
第一種 住居地域	112	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	10.6
第二種 住居地域	42	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	4.0
準住居地域	17	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.6
住居系小計	620						58.7
近隣商業地域	34	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	3.2
商業地域	—			—	—	—	0.0
商業系小計	34						3.2
準工業地域	12	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.1
工業地域	149	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	14.1
工業専用地域	242	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	22.9
工業系小計	403						38.1
合計	1,057						100.0

※ 用途地域とは、土地利用を具体的に定めるためのものであり、建築行為などを規制誘導することにより計画内容を実現していくもので、市街化区域には必ず用途地域が定められます。

用途地域による建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおりの制限が行われます。

用途地域内の建築物の用途制限 <input type="checkbox"/> 建てられる用途 <input checked="" type="checkbox"/> 建てられない用途 ①、②、③、④、▲ 面積、階数等の制限あり		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	備考
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が 3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの						○	○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの									○	○	○	④
事務所等	事務所等の床面積が1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの								○	○	○	○	
ホテル、旅館						▲	○	○	○	○	○	○	▲ 3000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ホーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等					▲	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	カラオケボックス等						▲	▲	○	○	○	▲	▲ 10,000㎡以下
	麻雀屋、ばちこ屋、射的場、馬券、車券発売所等						▲	▲	○	○	○	▲	▲ 10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場							▲	○	○	○	○	▲ 客席200㎡未満
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等									○	▲	○	▲ 個室付浴場を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便の業務の用に供する施設等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下
自動車教習所					▲	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
工場・倉庫等	単独車庫(附属車庫を除く)			▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下
	倉庫兼倉庫							○	○	○	○	○	
	畜舎(15㎡を超えるもの)					▲	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり ▲ 2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					①	①	①	②	②	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場								②	②	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場										○	○	①50㎡以下 ②150㎡以下
	危険性が大きいおそれ又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場											○	
	自動車修理工場					①	①	②	③	③	○	○	作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限あり
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量	量が非常に少ない施設				①	②	○	○	○	○	○	○	
	量が少ない施設									○	○	○	①1,500㎡以下 2階以下
	量がやや多い施設										○	○	②3,000㎡以下
	量が多い施設											○	

注) 本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。
この情報は、平成19年11月30日現在のものです。

(参考)

用途地域による建築物の用途制限の概要

	用途地域	用途制限の概要
1	第一種低層住居専用地域	低層住宅の良好な環境を守るための地域です。 小規模な店舗や事務所を兼ねた住宅や小中学校などが建てられます。
2	第二種低層住居専用地域	主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。 小中学校のほか、150㎡までの一定の店舗などが建てられます。
3	第一種中高層住居専用地域	中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。 病院、大学、500㎡までの一定の店舗などが建てられます。
4	第二種中高層住居専用地域	主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。 病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定の店舗や事務所などが建てられます。
5	第一種住居地域	住居の環境を守るための地域です。 3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどが建てられます。
6	第二種住居地域	主に住居の環境を守るための地域です。 店舗、事務所、ホテル、ぱちんこ屋、カラオケボックスなどが建てられます。
7	準住居地域	道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。
8	近隣商業地域	近隣の住民が日用品の買物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域です。 住宅や店舗のほかに小規模の工場が建てられます。
9	商業地域	銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域です。 住宅や小規模の工場が建てられます。
10	準工業地域	主に軽工業を行う工場等の環境悪化の恐れがない工場の業務の利便を図る地域です。 危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。
11	工業地域	主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられます。 住宅や店舗は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。
12	工業専用地域	専ら工業の業務の利便の増進を図る地域です。 どんな工場でも建てられますが、住宅、店舗、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

2 特別用途地区※

みよし市には、特定業種の集団化、専用化を図るため、昭和 55 年に特別工業地区が指定され、その後工業団地の造成等に伴い 3 回の変更を行っています。

告示番号・年月日	種別	種類【主な内容】	面積	主な地域
三好町告示第 37 号 昭和 55 年 4 月 7 日	決定	特別工業地区(工業地域) 【専用住宅(新築)の禁止】	約 4ha	半野木(約 4ha)
		特別工業地区(工業専用地域) 【重化学工業の禁止】	約 17ha	半野木(約 17ha)
		計	約 21ha	
三好町告示第 64 号 昭和 60 年 5 月 13 日	変更	特別工業地区(工業地域) 【専用住宅(新築)の禁止】	約 8ha	半野木(約 3ha) 川岸当(約 5ha)
		特別工業地区(工業専用地域) 【重化学工業の禁止】	約 14ha	半野木(約 14ha)
		計	約 22ha	
三好町告示第 26 号 昭和 63 年 9 月 30 日	変更	特別工業地区(準工業地域) 【工業の業種、業態の制限】	約 2ha	三好丘(約 2ha)
		特別工業地区(工業地域) 【専用住宅(新築)の禁止】	約 8ha	半野木(約 3ha) 川岸当(約 5ha)
		特別工業地区(工業専用地域) 【重化学工業の禁止】	約 14ha	半野木(約 14ha)
		計	約 24ha	
三好町告示第 3 号 平成 10 年 3 月 27 日	変更	特別工業地区(準工業地域) 【工業の業種、業態の制限】	約 2ha	三好丘(約 2ha)
		特別工業地区(工業地域) 【専用住宅(新築)の禁止】 【住宅、共同住宅の禁止】	約 31ha	半野木(約 3ha) 川岸当(約 5ha) 森曾(23ha)
		特別工業地区(工業専用地域) 【重化学工業の禁止】	約 14ha	半野木(約 14ha)
		計	約 47ha	
みよし市告示第 41 号 平成 22 年 12 月 24 日	変更	決定権者の変更(三好町から みよし市)	約 47ha	

※ 特別用途地区とは、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区です。

3 準防火地域*

みよし市には、建築物の不燃化を促進することにより都市防災の促進を図り安全な市街地の形成を進めるために、昭和 47 年に準防火地域が指定され、その後市街地の拡大に伴い近隣商業地域を中心に 5 回の変更を行っています。

告示番号・年月日	種別	地区名	面積(合計)	主な地域
愛知県告示第 975 号 昭和 47 年 11 月 29 日	決定	三好上地区	約 2.0ha (2ha)	上、木之本、出口、湯之前
三好町告示第 3 号 昭和 58 年 3 月 3 日	変更	湯之前地区	約 12.1ha (14ha)	湯之前、中島、出口、小坂、陣取山
三好町告示第 63 号 昭和 60 年 5 月 13 日	変更	小坂地区	約 6.5ha (21ha)	小坂、中島、出口、溝ノ上
三好町告示第 3 号 昭和 62 年 2 月 20 日	変更	三好ヶ丘第一地区	約 4.3ha (25ha)	三好ヶ丘駅周辺
三好町告示第 2 号 平成 3 年 2 月 27 日	変更	三好ヶ丘第三地区	約 3.7ha (29ha)	黒笹駅周辺
三好町告示第 9 号 平成 9 年 4 月 18 日	変更	商業集積地区	約 12.9ha (42ha)	前田、青木
みよし市告示第 40 号 平成 22 年 12 月 24 日	変更	市制施行により決定権者、住所の変更	約 42ha	

※ 準防火地域とは、市街地における火災の危険を防除するため定める地域です。
(規制概要：建物の規模に応じ耐火又は準耐火構造や「燃焼の恐れのある部分」を防火構造にする必要があります。)

なお、愛知県内の都市計画区域の全域(防火地域及び準防火地域に指定された区域を除く。)は、建築基準法第 22 条の規定による建築物の屋根を不燃材料で造り又は吹かなければならない区域(22 条区域)として指定されています。

4 生産緑地地区*

みよし市は、市制移行に伴い市街化区域内の農地を宅地化する農地と保全する農地に区分し、良好な都市環境の形成を図るため、平成 22 年に生産緑地地区を指定し、その後追加申し出に伴う変更を行っています。

告示番号・年月日	種別	土地の区域	面積(合計)	備考
みよし市告示第 23 号 平成 22 年 5 月 31 日	決定	三好ヶ丘旭一丁目地内	約 0.10ha (0.10ha)	
みよし市告示第 58 号 平成 23 年 12 月 1 日	変更	三好町弥栄地内	約 0.52ha (0.63ha)	

※ 生産緑地地区とは、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として指定する地区です。

V 地区計画

1 地区計画

みよし市では、建築物及び建築物の敷地の秩序化を通じて、良好な居住環境の形成を促すとともに開発事業等の効果の維持保全を図るために、平成9年の三好中島地区及び三好青木地区をはじめとし、現在までに10地区で地区計画を決定しています。

名称	決定告示*	計画地区の区分	面積 (ha)
三好青木地区計画	H9. 4. 18 町第 11 号 H11. 7. 7 町第 16 号 H22. 12. 24 市第 56 号	商業集積地区	約 9. 2ha
		沿道商業地区	約 0. 3ha
		計	約 9. 5ha
三好中島地区計画	H9. 4. 18 町第 10 号 H11. 7. 30 町第 19 号 H22. 12. 24 市第 55 号 H27. 1. 23 市第 63 号	低層住宅地区	約 24. 1ha
		中島団地地区	約 3. 7ha
		豊田知立線沿道地区	約 4. 0ha
		工業地区	約 4. 3ha
		計	約 36. 1ha
みなよし台地区計画	H12. 10. 31 町第 18 号 H22. 12. 24 市第 49 号	低層住宅地区	約 4. 6ha
		沿道利用地区	約 0. 5ha
		計	約 5. 1ha
三好黒笹研究開発工業団地地区計画	H12. 10. 31 町第 19 号 H22. 12. 24 市第 50 号	A地区	約 5. 8ha
		B地区	約 10. 9ha
		計	約 16. 7ha
三好根浦地区計画	H16. 4. 2 町第 11 号 H22. 12. 24 市第 51 号	A地区	約 19. 6ha
		B地区	約 12. 3ha
		C-1地区	約 9. 1ha
		C-2地区	約 38. 0ha
		計	約 79. 0ha
三好石坂地区計画	H16. 8. 3 町第 33 号 H22. 12. 24 市第 53 号	全域	約 7. 4ha
三好筋生辰己山地区計画	H16. 4. 2 町第 10 号 H20. 12. 15 町第 42 号 H22. 12. 24 市第 54 号	A地区	約 19. 7ha
		B地区	約 8. 6ha
		計	約 28. 3ha
打越三本松地区計画	H20. 12. 15 町第 43 号 H22. 12. 24 市第 52 号	全域	約 1. 2ha
南台地区計画	H24. 3. 1 市第 4 号	全域	約 5. 7ha
みよし打越山ノ神地区計画	H27. 9. 25 市第 50 号	全域	約 2. 4ha

※決定告示は、計画決定、変更の順。H22. 12. 24 は、市制施行に伴う決定権者・住所の変更。

VI 都市施設

1 交通施設（道路）

みよし市の都市計画道路は、市街地の拡大、人口の増加及び自動車交通の増大等に対応するために変更を重ね、現在、36路線、約69kmに及び、改良済延長率は、約78.6%になっています。

(1) 都市計画道路規模別表

区分	規模（幅員）	路線数	計画延長	改良済延長	整備率
1（自動車専用道路）	2（30m \leq W<40m）	1	860m	860m	100.0
3（幹線街路）	1（40m \leq W）	1	3,350m	3,350m	100.0
	2（30m \leq W<40m）	3	3,410m	3,410m	100.0
	3（22m \leq W<30m）	3	2,810m	1,850m	65.8
	4（16m \leq W<22m）	28	51,150m	38,390m	75.1
	5（12m \leq W<16m）	5	5,330m	4,400m	82.6
8（特殊街路）	6（8m \leq W<12m）	1	1,500m	1,500m	100.0
計		36*	68,410m	53,760m	78.6

※ 複数の規模（幅員）を有する路線があるため、区分毎路線数の和は計と一致しません。

(2) 駅前広場^{※1}の整備状況

名称	面積	鉄道名	整備状況	都市計画道路名	告示番号・年月日 ^{※2}
黒笹駅前交通広場	約5,000㎡	名古屋鉄道 豊田新線	整備済	3・4・216 黒笹線	愛知県告示第1306号 昭和54年12月21日
					みよし市告示第39号 平成22年12月24日
三好ヶ丘駅前交通広場	約6,000㎡	名古屋鉄道 豊田新線	整備済	3・3・207 三好ヶ丘停車場 線	愛知県告示第1306号 昭和54年12月21日
					みよし市告示第39号 平成22年12月24日

※1 駅前広場は、多様な都市交通の中にあつて、鉄道とバス、タクシー、自動車、二輪車、徒歩等の他の交通手段との乗り継ぎを安全・円滑に行う交通結節機能を基本とし、原則として鉄道駅には駅前広場を設けます。

※2 決定告示は、上段が当初決定、下段が最終決定。

(3) 都市計画道路の整備状況

名称		諸元(m・車線)		みよし市全域(m・%)		
番号	路線名	幅員	車線数	計画延長	改良済延長	整備率
1・2・3	東名三好インター線	30	4	860	860	100.0
3・1・1	153号バイパス	41	8	3,350	3,350	100.0
3・2・20	豊田刈谷線	30	4	810	810	100.0
3・2・22	豊田知立バイパス線	20~30	4	3,040	3,040	100.0
3・2・28	日進三好線	30	4	210	210	100.0
3・3・207	三好ヶ丘停車場線	16~25	2	2,410	2,410	100.0
3・4・13	岡崎三好線	16~20	2	3,920	3,920	100.0
3・4・14	黒笹三好ヶ丘線	16~25	2, 4	2,340	2,020	86.3
3・4・17	東郷豊田線	12~16	2	2,680	0	0
3・4・21	豊田知立線	16~25	2, 4	9,800	7,970	81.3
3・4・26	名古屋三好線	16	2	2,840	1,400	49.3
3・4・29	春木豊田線	16~20	2	4,230	2,090	49.4
3・4・33	三好ヶ丘駒場線	16	2	7,680	5,910	77.0
3・4・35	インター1号線	16	2	910	910	100.0
3・4・43	三好北線	20	2	360	360	100.0
3・4・201	福谷三好ヶ丘線	16	2	1,850	1,850	100.0
3・4・202	インター2号線	16	2	720	720	100.0
3・4・203	東郷三好線	20	2	340	0	0
3・4・204	中島線	20	2	410	410	100.0
3・4・205	平池天王台線	20	2	1,210	0	0
3・5・206	緑ヶ丘線	12	2	1,450	1,450	100.0
3・4・208	三好南線	16	2	1,510	1,510	100.0
3・4・209	三好明知下線	16	2	2,760	2,760	100.0
3・4・210	弥栄線	16	2	770	770	100.0
3・4・211	弥栄明知線	18	2	770	770	100.0
3・4・212	青木線	20	2	320	120	37.5
3・4・214	インター4号線	16	2	200	200	100.0
3・4・215	黒笹福谷線	16	2	1,640	0	0
3・4・216	黒笹線	16	2	1,910	1,910	100.0
3・4・217	中大通線	16	2	1,090	1,050	96.3
3・4・220	三好中央線	18	2	320	0	0
3・4・221	森曾線	16~19	2	830	530	63.9
3・5・213	インター3号線	12	2	600	600	100.0
3・5・218	蜂ヶ池線	12~20	2	1,450	1,030	71.0
3・5・219	ひばりヶ丘線	12	2	1,320	1,320	100.0
8・6・201	三好ヶ丘1号線	8	—	1,500	1,500	100.0
計	36路線			68,410	53,760	78.6

(参考)

施設の種類	種別	内容
自動車専用道路		高速性の確保、大量の交通を処理するため、特に自動車専用道路として計画される道路で、全国的高速道路網である都市間高速道路と大都市内の都市高速道路がその代表的なものである。
幹線街路	主要幹線道路	県内通過交通や都市間交通等の方向性を有する比較的長い距離の交通を分担し、下位の道路への不要な交通の進入を軽減し、かつ自都市と他都市を効率的に連絡する道路で、県内の骨格的ネットワークとして位置づけられる道路。
	都市幹線道路	主要幹線道路あるいは都市内の主要な交通発生集中源を結び、都市の骨格を形成する道路で、都市内交通の内、比較的長い距離の交通需要に対応する道路。
	地区幹線道路	近隣住区の外側を形成し、地区内の幹線的機能を有する道路。
	補助幹線道路	区画街路の交通を集め、地区幹線道路に連絡する道路。
区画街路		近隣住区等の地区における街区を形成し、また沿道宅地へのサービスを目的として配置される街路。
特殊街路	歩行者専用道 自転車道 自転車歩行者道	歩行者、自転車又は自転車及び歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路。
	都市モノレール専用道等	都市モノレール等の交通の用に供する道路。
	路面電車道	路面電車の交通の用に供する道路。

番号の付し方

【区分】	【規模】	【一連番号】
------	------	--------

【区分】	1 自動車専用道路
	3 幹線街路
	7 区画街路
	8 特殊街路のうち歩行者、自転車又は歩行者及び自転車専用道
	9 特殊街路のうち都市モノレール専用道等
【規模】 幅員*により次のとおりとする。	10 特殊街路のうち路面電車道
	1 40m以上のもの
	2 30m以上40m未満のもの
	3 22m以上30m未満のもの
	4 16m以上22m未満のもの
	5 12m以上16m未満のもの
	6 8m以上12m未満のもの
7 8m未満のもの	
【一連番号】	都市計画区域ごとに、区分ごとに一連番号を付す。

※ 幅員とは、車道、歩道、分離帯等の幅員構成を含めた有効幅員をいいます。

2 公共空地（公園・緑地）

みよし市の都市計画公園・緑地は、昭和42年9月に三好公園等が決定されて以来、人口の増加等に伴い追加変更を行い、現在では公園35か所、約113ha、緑地8か所、約38haの計画決定がされています。

(1) 都市公園の整備状況

名称			面積		
区分(箇所数)	番号	公園名	計画(ha)	供用(ha)	整備率(%)
総合公園(1)	5・6・1	三好公園	70.40	15.27	21.7
地区公園(3)	4・5・21	保田ヶ池公園	13.30	9.80	73.7
	4・4・22	細口公園	7.00	7.00	100.0
	4・3・23	福谷公園	3.90	0	0
近隣公園(5)	3・3・101	三好丘公園	2.80	2.80	100.0
	3・3・102	三好丘桜公園	3.80	3.80	100.0
	3・3・103	黒笹公園	1.50	1.50	100.0
	3・3・104	森曾公園	1.30	1.30	100.0
	3・3・105	三好根浦公園	1.10	1.10	100.0
街区公園(26)	2・2・201	小坂公園	0.27	0.27	100.0
	2・2・202	蜂ヶ池公園	0.24	0.24	100.0
	2・2・203	天王公園	0.47	0.46	97.8
	2・2・204	東山公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・205	北井山公園	0.30	0.30	100.0
	2・2・206	南井山公園	0.26	0.26	100.0
	2・2・207	井守下公園	0.35	0.35	100.0
	2・2・208	下り松公園	0.32	0.32	100.0
	2・2・209	三戸口公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・210	堂之後公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・211	舟ヶ峪公園	0.30	0.30	100.0
	2・2・212	緑丘公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・213	貝ノ木公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・214	向田公園	0.29	0.29	100.0
	2・2・215	池下公園	0.29	0.29	100.0
	2・2・216	寺山公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・217	馬堤公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・218	広久伝公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・219	大沢公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・220	筋生水洗公園	0.20	0	0
	2・2・221	ひばりヶ丘公園	0.51	0.51	100.0
	2・2・222	丸根公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・223	定一貫公園	0.22	0.22	100.0
	2・2・224	清水道公園	0.21	0.21	100.0
	2・2・225	根浦公園	0.20	0.20	100.0
	2・2・226	坂上公園	0.52	0.52	100.0
計(35)			112.55	49.81	44.3

(2) 都市緑地の整備状況

名称			面積		
区分(箇所数)	番号	緑地名	計画(ha)	供用(ha)	整備率(%)
緑地(6)	第5号	境川緑地	13.90	5.22	37.5
	第8号	陣取山緑地	0.64	0.64	100.0
	第10号	三好丘緑地	8.80	8.80	100.0
	第11号	八和田山緑地	0.62	0.62	100.0
	第16号	福田緑地	0.33	0.33	100.0
	第20号	境川きたよし緑地	11.70	0	0
緑道(2)	第9号	前田緑道	1.37	0.77	56.2
	第12号	三吉緑道	0.31	0.31	100.0
計		8か所	37.67	16.69	46.53

(3) 人口1人当たりの公園等の面積

区分	計画決定面積	1人当たりの面積	供用開始面積	1人当たりの面積
公園	112.55ha	18.7㎡	49.81ha	8.2㎡
緑地	37.67ha	6.2㎡	16.69ha	2.8㎡
全体	150.22ha	24.9㎡	66.50ha	11.0㎡

人口：60,365 人 (H28.4.1 現在)

(参考) 都市公園法施行令第2条

施設の種類	種別	内容			
公園	街区公園	主に街区内に居住する者の利用を目的とする公園 標準面積 0.25ha/か所			
	近隣公園	主に近隣に居住する者の利用を目的とする公園 標準面積 2ha/か所			
	地区公園	主に歩行圏域内に居住する者の利用を目的とする公園 標準面積 4ha/か所			
	総合公園	主に市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用を目的とする公園 <u>住民が容易に利用できる位置に配置、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定める(a)</u>			
	運動公園	主に運動を目的とする公園 上記(a)			
	広域公園	市町村の区域を超える広域の利用を目的とする公園 上記(a)			
	特殊公園	<table border="1"> <tr> <td>風致公園</td> <td>主に風致の享受を目的とする公園 自然条件に応じ適切に配置</td> </tr> <tr> <td>動植物公園</td> <td>動物公園、植物公園、歴史公園、その他特殊な利用を目的とする公園 都市規模に応じて適切に配置</td> </tr> </table>	風致公園	主に風致の享受を目的とする公園 自然条件に応じ適切に配置	動植物公園
風致公園	主に風致の享受を目的とする公園 自然条件に応じ適切に配置				
動植物公園	動物公園、植物公園、歴史公園、その他特殊な利用を目的とする公園 都市規模に応じて適切に配置				
緑地	都市緑地、緩衝緑地、緑道、河川敷緑地	その存在機能により都市環境の改善、安全性の向上、都市景観の増進等を目的とするため設ける公共空地			

番号の付し方

【区分】	【規模】	【一連番号】
------	------	--------

【区分】	2	街区公園
	3	近隣公園
	4	地区公園
	5	総合公園
	6	運動公園
	7	特殊公園 [風致公園]
	8	特殊公園 [動物公園・植物公園・歴史公園・その他]
	9	広域公園
	【規模】 面積により次のとおりとする。	2
3		1ha 以上 4ha 未満のもの
4		4ha 以上 10ha 未満のもの
5		10ha 以上 50ha 未満のもの
6		50ha 以上 300ha 未満のもの
7		300ha 以上のもの
【一連番号】		街区公園、近隣公園、地区公園については、都市計画区域の都市ごとの一連番号を付す。その他の公園は、都市計画区域ごとの一連番号を付す。

3 処理施設（下水道）

みよし市の下水道は、県施行の境川流域下水道の関連市町として位置付けられ、新市街地開発地域については昭和 59 年度から単独公共下水道にて事業着手し、その後、昭和 62 年度より既成市街地の下水道整備のために流域関連公共下水道に事業着手し、平成 8 年 11 月に供用開始しました。

(1) 下水道の整備状況

事業名	地区名	計画面積 (ha)	整備済面積 (ha)	整備率 (%)
公共下水道 (下水道法事業認可区域)	既成市街地	522	399	76.4
	三好根浦	80	79	98.8
	三好ヶ丘	226	226	100.0
	黒笹(三好ヶ丘第三)	88	88	100.0
	三好西部	62	61	96.8
	黒笹	43	22	51.2
	井ノ花	38	31	81.6
	打越	22	0	0.0
小計		1,081	906	83.8
農業集落排水事業	明知	101	101	100.0
	打越	80	80	100.0
	東山	23	23	100.0
	新田根浦	36	36	100.0
	福谷	61	61	100.0
	筋生	67	67	100.0
	福田	22	22	100.0
小計		390	390	100.0
コミュニティ・プラ ント事業	明知・打越・東山	24	24	100.0
小計		24	24	100.0
市全体		1,495	1,320	88.3

(2) 下水道都市計画決定

告示番号・年月日	内容
昭和 46 年 1 月 12 日	当初決定。 市街化区域 406.1ha の都市計画決定を行う。
三好町告示第 70 号 昭和 59 年 8 月 6 日	市街化区域 713.0ha の都市計画決定を行う。
三好町告示第 3 号 平成 2 年 2 月 23 日	上ヶ池貯留地の廃止。 管渠位置及び区域の変更。
三好町告示第 9 号 平成 6 年 8 月 19 日	市街化区域 859.0ha の都市計画決定を行う。 排水区域 100ha 未満の幹線管渠の廃止。
三好町告示第 16 号 平成 13 年 10 月 3 日	市街化区域 902.0ha の都市計画決定を行う。 排水区域 1,000ha 未満の幹線管渠の廃止。
三好町告示第 8 号 平成 21 年 2 月 4 日	市街化区域 918.0ha の都市計画決定を行う。
愛知県告示第 793 号 みよし市告示第 44 号 平成 22 年 12 月 24 日	市制施行に伴う決定権者、住所の変更。
みよし市告示第 51 号 平成 25 年 11 月 28 日	市街化区域 926.0ha の都市計画決定を行う。 福田第 2 雨水ポンプ場の追加。

VII 市街地開発事業

1 土地区画整理事業

みよし市では、昭和46年から良好な住宅環境等の整備をするため、土地区画整理事業を積極的に行い、現在、8地区が完了し、1地区が施行中です。市街化区域の約44%に当たる区域が整備済みであり、約1%に当たる区域が整備中です。

(1) 事業施行済地区

地区名	面積 (ha)	事業認可年月日 換地処分年月日	事業年度	施行者
三好第一地区	24.0	昭和46年7月26日 昭和50年10月31日	昭和46年度～ 昭和50年度	組合
三好第二地区	29.9	昭和54年6月25日 昭和62年4月20日	昭和54年度～ 昭和62年度	組合
三好ヶ丘第一地区	125.6	昭和56年9月26日 平成5年4月30日	昭和56年度～ 平成5年度	独立行政法人 都市再生機構
三好ヶ丘第二地区	88.1	昭和59年8月4日 平成7年2月10日	昭和59年度～ 平成6年度	独立行政法人 都市再生機構
三好中央地区	19.3	昭和62年11月26日 平成7年2月10日	昭和62年度～ 平成7年度	組合
三好ヶ丘中央地区	15.7	平成9年3月7日 平成14年11月1日	平成8年度～ 平成14年度	独立行政法人 都市再生機構
三好ヶ丘第三地区	88.0	昭和59年11月21日 平成23年5月6日	平成59年度～ 平成24年度	組合
三好根浦地区	75.8	平成5年2月26日 平成27年5月15日	平成4年度～ 平成27年度	組合
計	466.4			

(2) 事業施行中地区

地区名	面積 (ha)	事業認可年月日 換地処分年月日	事業計画年度	施行者
三好中部地区	12.0	平成24年3月23日 —	平成23年度～ 平成30年度	組合
計	12.0			

(3) 事業計画地区

地区名	面積 (ha)
三好中部地区 (平池の一部)	5.2
計	5.2

VIII 促進区域

1 土地区画整理促進区域

みよし市では、無秩序な市街化を防止し、健全な市街地を誘導するために、昭和54年の三好ヶ丘第一土地区画整理促進区域をはじめ、5区域の土地区画整理促進区域を決定しています。

告示番号・年月日	内容	面積	備考
三好町告示第68号 昭和54年12月21日	三好ヶ丘第一土地区画整理促進区域の決定	約125.7ha	八兵、北井山、南井山、井守下、上三戸口、下り松
三好町告示第68号 昭和54年12月21日	三好ヶ丘第三土地区画整理促進区域の決定	約87.3ha	三本木、縄手上、西新田、清水、原山、大力池下、大力池上、寺山、馬堤、丸根、伊保道、広久伝、大澤、西ノ洞、四反田、八兵
三好町告示第4号 昭和62年2月20日	三好ヶ丘第三土地区画整理促進区域の変更	約88.3ha	
みよし市告示第47号 平成22年12月24日	市制施行に伴う決定権者、住所の変更		
三好町告示第84号 昭和57年10月4日	三好ヶ丘第二土地区画整理促進区域の決定	約88.1ha	貝ノ木、狐洞、堂ノ後、棚田、阿弥陀堂、吉良戸、下り松、寺田、重郎左、舟ヶ峪、寺峪、山ノ上
三好町告示第6号 平成4年3月30日	三好根浦土地区画整理促進区域の決定	約75.8ha	根浦、定耆貫、上地念古、坂上、清水道、蟹畑、大日、落合
みよし市告示第46号 平成22年12月24日	市制施行に伴う決定権者、住所の変更		
三好町告示第14号 平成9年4月18日	三好中部土地区画整理促進区域の決定	約17.3ha	新屋、大原、北中島、蟬田、前部垣内、平池、前田
みよし市告示第48号 平成22年12月24日	市制施行に伴う決定権者、住所の変更		
計		約395.3ha	

■みよし市都市計画審議会 今後のスケジュール(案)について

○付数字は年度内の都市計画審議会開催回数

案件・審議事項等	平成28年度												平成29年度					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月		
都市計画審議会の開催		①			②		③	④				⑤		①	②	③ ④		
1 都市計画区域マス		・委員委嘱(改選)																
2 生産緑地決定																	・現地確認・都市計画決定	
3 都市計画決定等		・豊田都市計画用途地域変更 (三好青木地区及び三好中部地区)			・三好中島地区用途地域変更現地確認 ・筋生山田地区計画現地確認			・豊田都市計画用途地域変更決定 (三好中島地区)			・豊田都市計画地区計画決定(愛大跡地地区) ・景観地区都市計画決定(あざぶの丘地区)							
		・豊田都市計画地区計画変更(三好青木地区)						・豊田都市計画地区計画決定(筋生山田地区)										
		・豊田都市計画地区計画決定(三好中部地区)						・愛大跡地地区計画現地確認										
		・豊田都市計画防火地域・準防火地域変更(三好青木地区)						・豊田都市計画防火地域・準防火地域変更(三好青木地区)										
4 視察研修								・視察研修(滋賀県長浜市:歴史まちづくり)								・視察研修		
5 地区計画				市街化調整区域内地区計画ガイドラインに伴う、開発案件があれば意見聴取を行います。														
6 その他都市計画決定		○時期未定案件 豊田西部線の変更 34-12																
委員任期	-----												任期:平成28・29年度				----->	

(参考:視察研修)

年度	視察先	研修テーマ
平成22年度	静岡県掛川市	市民との協働による景観づくりor里山、緑地保全活動
平成23年度	長野県飯田市	災害に強いまちづくり
平成24年度	岐阜県郡上市	景観に配慮したまちなみと住民主体のまちづくり
平成25年度	三重県亀山市	国の重要伝統的建造物群保存地区である関宿など歴史的景観の形成
平成26年度	静岡県浜松市天竜区	地域資源を活かしたまちの再生
平成27年度	福井県敦賀市	歴史建造物、民族文化を活かした街づくり
平成28年度	滋賀県長浜市(予定)	歴史まちづくり